

参照条文（消費税率の引上げに伴う労務費率の調整関係）

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）

（請負事業の一括）

第八条 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によつて行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

②（略）

（一般保険料の額）

第十一条 一般保険料の額は、賃金総額に第十二条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

② 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

③ 前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）（抄）

（賃金総額の特例）

第十二条 法第十一条第三項の厚生労働省令で定める事業は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち次の各号に掲げる事業であつて、同条第一項の賃金総額を正確に算定することが困難なものとする。

一 請負による建設の事業

二 立木の伐採の事業

三 造林の事業、木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業（立木の伐採の事業を除く。）

四 水産動植物の採捕又は養殖の事業

第十三条 前条第一号の事業については、その事業の種類に従い、請負金額に別表第二に掲げる率を乗じて得た額を賃金総額とする。

②（略）

別表第2 (第13条関係) (昭49労令31・昭50労令11・昭58労令5・昭58労令30・昭61労令5・平元労令4・平4労令2・平7労令5・平10労令6・平13厚労令31・平18厚労令87・平21厚労令16・平24厚労令14・一部改正)

労 務 費 率 表

| 事業の種類<br>の分類 | 事業の種類                                        | 請負金額に<br>乗ずる率 |
|--------------|----------------------------------------------|---------------|
| 建設事業         | 水道発電施設、ずい道等新設事業                              | 18%           |
|              | 道路新設事業                                       | 20%           |
|              | 舗装工事業                                        | 18%           |
|              | 鉄道又は軌道新設事業                                   | 23%           |
|              | 建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)                        | 21%           |
|              | 既設建築物設備工事業                                   | 22%           |
|              | 機械装置の組立て又は据付けの事業<br>組立て又は取付けに関するもの<br>その他のもの | 38%<br>21%    |
|              | その他の建設事業                                     | 23%           |

備考 この表の事業の種類の詳細は、別表第1の事業の種類の詳細のとおりとする。